

とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとり住まいる支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内事業者による木造住宅の建設及び改修に要する資金の一部を助成することにより、地場産業の振興に寄与するとともに、県民の住まいづくりを支援することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内事業者 県内に主たる事務所を有する建設業者をいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する一戸建ての建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は建築物の部分（人の居住の用以外の用に供する建築物の部分と共用される部分を含む。）をいう。
- (3) 木造住宅 主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）の過半が木造で、次に掲げる要件を全て満たす住宅をいう。
 - ア 居室、炊事室、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができる住宅であること
 - イ 建築主（分譲住宅にあつては購入者）自らの居住の本拠として、鳥取県内に新たに建設される住宅であること
 - ウ 県内事業者がその建設工事を施工したものであること
 - エ 補助の対象を同一とする国及び県の他の補助事業を利用していないこと
- (4) 県産材 県内の森林から伐採された原木を県内で加工した製材品又は部材の全てが同原木を県内で加工した木材で構成された製品（単板積層材、合板等）をいう。
- (5) 県産規格材 次に掲げる要件を全て満たす県産材をいう。
 - ア 前号を満たす県産材であること
 - イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項の規定による格付が行われたもの（以下「日本農林規格県産材」という。）であること
 - ウ 含水率が20パーセント以下であること
- (6) 子育て世帯等 次に掲げる要件のうち、申請日時点でいずれか1以上を満たす世帯をいう。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯
 - イ 婚姻後10年以内の世帯
- (7) 近居 同一小学校区内に住宅を構えること
- (8) 同居 同一住宅内に居住すること
- (9) 三世代同居等世帯 第6号を満たしかつ、次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 直系親族の世帯と新たに近居すること
 - イ 直系親族の世帯と新たに同居すること
- (10) 伝統技能活用住宅 在来軸組工法により建設し、県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅であつて、次に掲げる伝統技能のうち、いずれか2以上が使用されたものをいう。
 - ア 手刻み加工（木材を全自動加工機等を使用せずに加工することをいう。）
 - イ 下見板張り（県産材を使用し、外壁について40平方メートル以上にわたって行うものに限る。）
 - ウ 左官仕上げ（面積40平方メートル以上の壁面を、外壁にあつては厚さ20ミリメートル以上のモルタル塗り下地仕上げ又は漆喰塗り仕上げとし、内壁にあつては土塗壁等とするものに限る。）

- エ 日本瓦葺き（主要な屋根部分に国内で生産された和形瓦（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の規定による日本工業規格に適合したもの又はそれと同等以上の性能を有するものに限る。）を設置するものに限る。）
 - オ 木製建具（県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付面積10平方メートル以上使用するものに限る。）
- (11) 県産材活用改修 次に掲げる要件を全て満たして既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替を行うことをいう。
- ア 構造材、下地材に県産材を0.3立方メートル以上使用するもの又は内装、外装の仕上げ材に県産材を使用して見付面積で1平方メートル以上仕上げるものであること
 - イ 自ら居住し、所有の権利を有する戸建住宅又は共同住宅の専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3号に規定する専有部分をいう。）に係る工事（当該住宅と同一敷地内にあり、一体的に日常生活の用に供される車庫、物置等に係るものを含む。）であること
 - ウ 県内事業者がその工事を施工したものであること
 - エ 平成22年4月1日以降に環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金（平成17年鳥取県条例第10号）の交付決定を受けた住宅（同日前に第5条第1項の登録を受けた住宅の購入に係るものを除く。）及び本補助金の交付決定を受けた住宅にあっては、当該補助金に係る規則第18条第1項に規定する通知の日から10年以上が経過していること
 - オ 補助の対象を同一とする国及び県の他の補助事業を利用していないこと
- (12) 伝統技能活用改修 県産材活用改修であって、次に掲げる伝統技能のうち、いずれか2以上が使用されたものをいう。
- ア 建築大工技能（県産材を使用し、かつ建築大工技能を活用して室内の見え掛かり部分（床材、壁材、天井材等）の仕上げ改修を行う部分の見付面積（柱、梁等の構造部材の見付面積を除く）と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7平方メートル以上のものに限る。）
 - イ 左官仕上げ（面積7平方メートル以上の壁面を、外壁にあっては厚さ20ミリメートル以上のモルタル塗り下地仕上げ又は漆喰塗り仕上げとし、内壁にあっては土塗壁等とするものに限る。）
 - ウ 木製建具（県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付面積3平方メートル以上使用するものに限る。）

（補助金の交付）

第4条 県は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 木造住宅の新築、増築若しくは改築を行う者、又は木造住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入する者（増築若しくは改築を行う場合にあっては、増築若しくは改築を行う部分のみで第3条第3号に掲げる要件を満たしているものに限る。）
- (2) 県産材活用改修を行う者（前号に該当する者を除く。）

2 補助金の額は、1戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以下とする。

- (1) 前項第1号に掲げる者に交付する補助金

2万円とする。ただし、木造住宅で県産材を10立方メートル以上使用する場合にあっては、40万円を加算する。さらに、表1の区分ア～カに該当する場合にあっては、該当する区分に応じて同表の中欄に掲げる内容及び右欄に掲げる助成額に基づき得た額と42万円を合算した額（補助額は100万円を限度とする。）とする。

表1

区分	内容	助成額
ア 県産材中規模加算支援	県産材を20立方メートル以上使用する場合	8万円

イ 県産材大規模加算支援	県産材を25立方メートル以上使用する場合	5万円
ウ 県産規格材活用支援	県産規格材の使用量（立法メートル単位とし、1に満たない端数を切り捨てる。）に1万円を乗じて得た額。ただし、県産材の使用量に応じて限度額は次のとおり。	
	(ア) 県産材を10m ³ 以上20m ³ 未満使用し、かつ県産規格材を使用する場合	10万円を限度とする
	(イ) 県産材を20m ³ 以上25m ³ 未満使用し、かつ県産規格材を使用する場合	13万円を限度とする
	(ウ) 県産材を25m ³ 以上使用し、かつ県産規格材を使用する場合	15万円を限度とする
エ 子育て世帯等支援	子育て世帯等に該当する場合	10万円
オ 三世代同居等世帯支援	子育て世帯等に該当し、かつ三世代同居等世帯に該当する場合	5万円
カ 伝統技能活用支援	伝統技能活用住宅に該当する場合	20万円

(2) 前項第2号に掲げる者に交付する補助金

県産材の使用量に表2の左欄に掲げる区分に応じて同表の中欄に掲げる単価を乗じて得た額とする。ただし、表3の左欄に掲げる区分に該当する場合にあっては、該当する区分に応じて同表の中欄に掲げる内容及び右欄に掲げる助成額に基づき得た額を合算した額（補助額は50万円を限度とする。）とする。

表2

区 分	内 容	助成額
ア 構造材、下地材	県産材の使用量（立法メートル単位とし、0.1に満たない端数は切り捨てる。）に2万円を乗じて得た額	25万円を限度とする
イ 内・外装の仕上げ材	県産材を使用する見付面積（平方メートル単位とし、1に満たない端数は切り捨てる。）に4千円を乗じて得た額	

表3

区 分	内 容	助成額
ウ 子育て世帯等支援	子育て世帯等に該当する場合	5万円
エ 三世代同居等世帯支援	子育て世帯等に該当し、かつ三世代同居等世帯に該当する場合	5万円
オ 伝統技能活用改修支援	次の区分に応じ、見付面積（平方メートル単位とし、1に満たない端数は切り捨てる。）に次の区分に応じて単価を乗じて得た額の合計額。ただし、15万円を限度とする。	
	建築大工技能	見付面積に11千円を乗じて得た額
	左官仕上げ	見付面積に13千円を乗じて得た額
	木製建具	見付面積に19千円を乗じて得た額

(分譲住宅の登録)

第5条 他者に譲渡するために住宅を建設する者は、当該住宅を購入した者が本補助金の交付を受けられるようにするため、当該住宅を補助対象住宅として登録するよう、当該住宅の建設工事に着手する前に様式第1号の申請書により所管事務所長（助成の対象となる住宅の所在地を管轄する総合事務所長又は東部生活環境事務所

長（所在地が八頭郡の場合は東部生活環境事務所長、日野郡の場合は西部総合事務所長）をいう。以下同じ。）に申請することができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 附近見取図、配置図及び平面図
- (2) 確認済証の写し（当該住宅の建設にあたり建築確認を受ける必要がない場合にあつては、工事届の写しその他知事が必要と認める書類）

3 所管事務所長は第1項の規定による申請のあった住宅の登録を決定したときは、様式第2号により申請者に通知するものとする。

（登録の辞退）

第6条 前条第1項の登録（以下単に「登録」という。）を受けた住宅（以下「登録住宅」という。）を建設する者（第8条第1項の規定による承認を受けて、その者の地位を承継した者を含む。以下「分譲事業者」という。）は、登録住宅の建設を中止し、又は設計変更等によりそれが県産材活用住宅に該当しなくなったときは、様式第3号の届出書により所管事務所長にその旨を届け出なければならない。

（登録の取消し）

第7条 所管事務所長は、登録住宅が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による届出があつたとき。
- (2) 補助対象住宅に該当しなくなったとき。
- (3) その購入について本補助金が交付されたとき。
- (4) 登録から1年を経過するまでの間に、本補助金の交付申請が行われなかつたとき。
- (5) 分譲事業者以外の者が他者に譲渡するために承継取得したとき。
- (6) その他分譲事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

2 所管事務所長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を分譲事業者へ通知するものとする。

（地位の承継）

第8条 分譲事業者から他者に譲渡するために登録住宅を承継取得した者は、当該分譲事業者の地位を承継することについて、様式第4号の申請書により所管事務所長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 所管事務所長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を申請者へ通知するものとする。

（交付申請の時期等）

第9条 本補助金の交付申請は、木造住宅の建設又は県産材活用改修を行う場合にあつては当該申請に係る住宅の建設工事又は改修等工事に着手するまで、住宅を購入する場合にあつては当該住宅に係る第5条第3項の登録決定の通知日から1年を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第5号によるものとし、木造住宅の建設、県産材活用改修又は第5条第3項の決定を受けた登録住宅を購入する場合にあつては、規則第5条第3号に掲げる書類として、次の書類を添付するものとする。

- (1) 第5条第2項各号に掲げる書類（ただし、登録住宅を購入する場合にあつては、この限りではない。）
- (2) 子育て世帯等に該当する場合にあつては、住民票の写し及び別紙3による誓約書（ただし、誓約書については、第3条第9号に該当せず、かつ同条第6号アのみに該当する世帯にあつては、この限りではない。）
- (3) 三世同居等世帯に該当する場合にあつては、申請日時点で三世同居等を行っていないことが確認できる次に掲げる書類
ア 第4条第1項各号に掲げる者又はその配偶者の直系親族の世帯に関する住民票の写し

（交付決定の時期等）

第10条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第6号によるものとする。

3 本補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定の日の属する年度内に着工し、かつ翌年度の1月31日までに補助事業を完了しなければならない。

(着手届を要しない場合)

第11条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外の全ての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更等)

第12条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の3分の1を超える減額に係る変更以外の変更とする。

2 本補助金の変更承認申請は、本補助金の交付の対象となる住宅の建設工事又は改修等工事が完了するまでに行わなければならない。

3 第10条の規定は、変更等の承認について準用する。

(完了届を要しない場合)

第13条 補助事業については、それが規則第15条第1項第1号に該当するものであっても、常に同項ただし書に規定する場合に該当するものとする。

(実績報告の時期等)

第14条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14日を経過する日までにしなければならない。

2 第5条第3項の決定を受けた登録住宅を購入した者は、第10条第2項の交付決定後速やかに前項の報告を行わなければならない。

3 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第5号によるものとし、同項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 様式第7号による確認チェックシート、完成写真及び口座振込依頼書

(2) 検査済証の写し(建築確認を要する場合に限る。)もしくは現場審査に関する通知書(竣工時)の写し(独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けた場合に限る。)

(3) 県産材を使用した場合にあつては、県産材の産地証明書の写し

(4) 県産規格材を使用した場合にあつては、日本農林規格県産材であることを証明する書類の写し及び含水率の測定結果写真(ただし、含水率の測定結果写真は、日本農林規格県産材であることを証明する書類の写しで含水率20%以下であることを証することができれば、この限りではない。)

(5) 住宅を購入する場合にあつては、その購入契約書の写し

4 規則第17条第3項の報告書は、様式第8号によるものとし、翌年度の4月14日までに提出しなければならない。

(提出書類の部数等)

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とし、所管事務所長へ提出するものとする。

(雑則)

第16条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

とっとり住まいる支援事業補助金助成対象住宅登録申請書

年 月 日

総合事務所長 } 様
 東部生活環境事務所長 }

〒 -
 申請者 住 所
 業者名及び代表者名
 電 話 - -

印

とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱に基づく助成の対象となる建売・分譲住宅の登録をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1 対象要件への適合

項目	要件等
(1) 木造住宅 右記の要件を全て満たすこと	・ 県内に主たる事務所を有する建設業者によって施工されること ・ 一戸建木造住宅であること
上記(1)に該当する住宅が県産材を10m ³ 以上使用する場合、以下の項目の選択が可能。	
(2) 県産材活用 ① 10m ³ 以上20m ³ 未満使用 ② 20m ³ 以上25m ³ 未満使用 ③ 25m ³ 以上使用	・ 有 (県産材使用予定数量 m ³) ・ 無
(3) 県産規格材活用 県産規格材を使用すること	・ 有 (県産規格材使用予定数量 m ³) ・ 無
(4) 伝統技能活用 右記の要件のうち2つ以上を満たすこと	・ 手刻み加工 (有・無) ・ 下見板張り (有・無) ・ 左官仕上げ (有・無) ・ 日本瓦葺き (有・無) ・ 木製建具 (有・無)
(5) 子育て世帯等 右記の要件のいずれか1以上を満たすこと	・ 18歳以下の子を養育する世帯 ・ 婚姻後10年以内の世帯
(6) 三世代同居等世帯 (5)子育て世帯等に該当しかつ、右記の要件のいずれかを満たすこと	・ 近居：住宅購入者又はその配偶者の直系親族の世帯と同一小学校区内に新たに住宅を構えること ・ 同居：住宅購入者又はその配偶者の直系親族の世帯と新たに同居すること

※注1 項目(1)のみに該当する場合は、別紙1・2の添付は不要

※注2 項目(2)、(3)に該当する場合は別紙1「県産材使用調書」を添付すること。

※注3 項目(4)に該当する場合は別紙2「伝統技能活用調書」を添付すること。

2 建設する建売・分譲住宅の内容

所在地				
建設等	延べ面積	m ²	工法	
	階数	階建	屋根葺き工事完了予定時期	年 月 日
工事費		万円		
建築確認申請の要否		要 ・ 不要		
工期 (予定・実績)		年 月 日 ~ 年 月 日		
販売開始予定時期		年 月 日		
施工事業者名・所在地		電話 - -		

様

総合事務所長
東部生活環境事務所長

印

とっとり住まいる支援事業補助金助成対象住宅登録通知書

年 月 日付で申請のあったとっとり住まいる支援事業補助金助成対象住宅登録については、下記のとおり登録を決定したので通知します。

記

登録年月日	年 月 日			
登録区分	木造住宅	<input type="checkbox"/>		
	県産材活用	有 無	(県産材使用量 m ³)	
	県産規格材活用	有 無	(県産規格材使用量 m ³)	
	伝統技能活用	有 無	()	
	子育て世帯等	住宅購入者が次のいずれか1以上を満たす場合にあっては、子育て世帯等に該当するものとする。 ・18歳以下の子を養育する世帯 ・婚姻後10年以内の世帯		
	三世帯同居等世帯	住宅購入者が子育て世帯等に該当し、かつ次の要件のいずれかを満たす場合にあっては、三世帯同居等に該当するものとする。 ・近居：住宅購入者又はその配偶者の直系親族の世帯と同一小学校区内に新たに住宅を構えること ・同居：住宅購入者又はその配偶者の直系親族の世帯と新たに同居すること		
所在地 (地名・地番)				
延べ面積	m ²	階 数	階建	
着工予定	年 月 日	販売開始予定日	年 月 日	

様式第3号（第6条関係）

とっとり住まいる支援事業補助金助成対象住宅登録辞退届

年 月 日

総合事務所長 } 様
東部生活環境事務所長 }

〒 ー
申請者 住 所

業者名及び代表者名

電 話 ー ー 印

年 月 日付第 号により登録の決定を受けたとっとり住まいる支援事業補助金助成対象住宅について、下記理由により登録を辞退したいので届出ます。

記

辞退理由

様式第4号（第8条関係）

とっとり住まいる支援事業補助金助成対象住宅地位承継申請書

年 月 日

総合事務所長 } 様
東部生活環境事務所長 }

〒 ー
申請者 住 所

業者名及び代表者名

電 話 ー ー 印

年 月 日付第 号により登録の決定を受けたとっとり住まいる支援事業補助金助成対象住宅に係る分譲事業者の地位を承継したいので、下記のとおり申請します。

記

登録年月日	
登録住宅の所在地	
分譲事業者	
承継事業者	
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・とっとり住まいる支援事業補助金助成対象住宅登録通知書（様式第2号）の写し・承継取得に係る契約書の写し

とっとり住まいの支援事業建設等計画（報告）書 【新築】

1 算出内訳

助成項目	要件等	補助額									
1 木造住宅（2万円） （右記の要件を全て満たす場合、2万円を助成）	・県内に主たる事務所を有する建設業者によって施工されること ・一戸建木造住宅であること	円									
上記1に該当する住宅が県産材を10m ³ 以上使用し、下記の要件を満たす場合、補助額を加算											
2 県産材活用（県産材使用量10m ³ ～：40万円、20m ³ ～：48万円、25m ³ ～：53万円）											
①10m ³ 以上20m ³ 未満使用する場合、40万円を助成	県産材使用量 m ³ （うち補助金に相当する数量 m ³ ） ※実使用数量を記載し、（かつこ内）は補助金に相当する数量を記載すること。 ※別紙1（新築）の「県産材使用調書」を添付すること。	円									
②20m ³ 以上25m ³ 未満使用する場合、①の40万円に8万円を追加して助成											
③25m ³ 以上使用する場合、②の48万円に5万円を追加して助成											
3 県産規格材（1m ³ あたり1万円を助成。ただし、上限額は①～③のとおり）											
①県産材を10m ³ 以上活用し、かつ県産規格材を使用する場合、上限10万円	県産規格材使用量 m ³ （うち補助金に相当する数量 m ³ ） ※実使用数量を記載し、（かつこ内）は補助金に相当する数量を記載すること。 ※別紙1（新築）の「県産材使用調書」を添付すること。	円									
②県産材を20m ³ 以上活用し、かつ県産規格材を使用する場合、上限13万円											
③県産材を25m ³ 以上活用し、かつ県産規格材を使用する場合、上限15万円											
4 伝統技能活用（20万円） （右記の要件のうち2つ以上を満たす場合、20万円を助成）	・手刻み加工（有・無） ・下見板張り（有・無） ・左官仕上げ（有・無） ・日本瓦葺き（有・無） ・木製建具（有・無） ※別紙2（新築）の「伝統技能活用調書」を添付すること。	円									
5 子育て世帯等支援（10万円） （右記の①又は②の要件のうち1つ以上を満たす場合、10万円を助成）	①18歳以下の子を養育する世帯（有・無） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3">養育する子の年齢</th> </tr> <tr> <td>歳</td> <td>歳</td> <td>歳</td> </tr> <tr> <td>歳</td> <td>歳</td> <td>歳</td> </tr> </table> ※申請者と養育する子の親子関係、養育する子の年齢が確認できる「住民票の写し」（申請日から3ヶ月以内に市町村から発行されたもの。以下同じ。）を添付すること。	養育する子の年齢			歳	歳	歳	歳	歳	歳	円
	養育する子の年齢										
歳	歳	歳									
歳	歳	歳									
②婚姻後10年以内の世帯（有・無） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>婚姻届の届出日</td> <td></td> </tr> </table> ※婚姻関係にあることが確認できる「住民票の写し」を添付すること。 ※内縁関係にある場合は、「婚姻届の届出日」欄に生計を同一とした日を記入すること。また、内縁関係にあることを証明する書類があれば添付すること。 ※婚姻関係にある場合も内縁関係にある場合も、別紙3「誓約書」を添付すること。	婚姻届の届出日										
婚姻届の届出日											
6 三世帯同居等世帯支援（5万円） （子育て世帯等に該当し、かつ右記の①又は②の要件のいずれかを満たす場合、5万円を助成）	①近居：申請者又はその配偶者の直系親族の世帯と同一小学校区内に新たに住宅を構えること	円									
	②同居：申請者又はその配偶者の直系親族の世帯と新たに同居すること ※①・②いずれの場合も次に掲げる書類を添付すること。 ・申請者又はその配偶者の直系親族の世帯に関する住民票の写し ・別紙3「誓約書」										
合 計		円									

※項目1のみに該当する場合は、別紙1・2の添付は不要。

2 三世同居等世帯支援について

(1) 申請者の世帯状況等

氏名	生年月日	続柄	備考
		申請者本人	申請者と直系親族との続柄：

近居・同居前住所： (近居の場合・・・小学校区：)

近居・同居後住所： (近居の場合・・・小学校区：)

※近居・同居のうち、該当する方に○をしてください。

(2) 申請者の近居又は同居の対象となる直系親族の世帯状況等

氏名	生年月日	続柄	備考

住所： (近居の場合・・・小学校区：)

3 住宅の内容

所在地				
建設等	延べ面積	m ²	工法	
	階数	階建	屋根葺き工事完了予定時期	年 月 日
工事費		万円		
建築確認申請の要否		要 ・ 不要		
工期 (予定・実績)		年 月 日 ~ 年 月 日		
施工事業者名・所在地		電話 - -		

4 他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)

当該補助金の事業内容	
当該補助金を所管する団体	電話番号： - -

5 その他

今後、他の補助金を活用する予定がある場合は、その内容を記載	
-------------------------------	--

6 交付決定通知書、額の確定通知書等の県が交付する文書の送付先を指定する場合

申請者氏名

印

県が交付する文書の送付は、下記へ送付してください。

住所 (法人にあつては、所在)	
氏名 (法人にあつては名称及び代表者)	
担当者氏名・電話番号	

とっとり住まいる支援事業建設等計画（報告）書 【改修】

1 算出内訳

助成項目	要件等	補助額									
1 県産材活用（上限25万円）											
構造材、下地材に県産材を0.3m ³ 以上使用する 場合、1m ³ あたり2万円を助成	県産材使用量 m ³ (うち補助金に相当する数量 m ³)	円									
内・外装の仕上げ材に県産材を使用して 見付面積が1m ² 以上の場合、1m ² あたり4千 円を助成	県産材使用量 m ² (うち補助金に相当する数量 m ²)										
2 伝統技能活用（上限15万円） (右記の要件のうち2つ以上を満たす場合、 見付け面積に応じて助成)											
	建築大工技能 面積 m ² × 11千円 = 円	円									
	左官技能面積 面積 m ² × 13千円 = 円										
	建具技能 面積 m ² × 19千円 = 円										
3 子育て世帯等支援（定額5万円） (右記の①又は②の要件のうち1つ以上を満 たす場合、5万円を助成)											
	① 18歳以下の子を養育する世帯（有・無） <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th colspan="3">養育する子の年齢</th> </tr> <tr> <td>歳</td> <td>歳</td> <td>歳</td> </tr> <tr> <td>歳</td> <td>歳</td> <td>歳</td> </tr> </table> <p>※申請者と養育する子の親子関係、養育する子の年 齢が確認できる「住民票の写し」（申請日から3ヶ 月以内に市町村から発行されたもの。以下同じ。） を添付すること。</p>	養育する子の年齢			歳	歳	歳	歳	歳	歳	円
養育する子の年齢											
歳	歳	歳									
歳	歳	歳									
	② 婚姻後10年以内の世帯（有・無） <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>婚姻届の届出日</td> <td></td> </tr> </table> <p>※婚姻関係にあることが確認できる「住民票の写し」 を添付すること。 ※内縁関係にある場合は、「婚姻届の届出日」欄に生 計を同一とした日を記入すること。また、内縁関 係にあることを証明する書類があれば添付するこ と。 ※婚姻関係にある場合も内縁関係にある場合も、別 紙3「誓約書」を添付すること。</p>	婚姻届の届出日									
婚姻届の届出日											
4 三世帯同居等世帯支援（5万円） (子育て世帯等に該当し、かつ右記の①又は ②の要件のいずれかを満たす場合、5万円 を助成)											
	① 近居：申請者又はその配偶者の直系親族の世帯と同 一小学校区内に新たに住宅を構えること	円									
	② 同居：申請者又はその配偶者の直系親族の世帯と新 たに同居すること ※①・②いずれの場合も次に掲げる書類を添付する こと。 ・申請者又はその配偶者の直系親族の世帯に関す る住民票の写し ・別紙3「誓約書」										
合 計		円									

※助成項目1の要件等に記載する県産材使用量は、実使用数量とし、(かっこ内)は補助金に相当する数量を記載すること。

※助成項目1に該当する場合は別紙1（改修）の「県産材使用調書」を、助成項目2に該当する場合は別紙2（改修）の「伝統技能活用調書（改修）」をそれぞれ添付すること。

2 三世同居等世帯支援について

(1) 申請者の世帯状況等

氏名	生年月日	続柄	備考
		申請者本人	申請者と直系親族との続柄：

近居・同居前住所： (近居の場合・・・小学校区：)

近居・同居後住所： (近居の場合・・・小学校区：)

※近居・同居のうち、該当する方に○をしてください。

(2) 申請者の近居又は同居の対象となる直系親族の世帯状況等

氏名	生年月日	続柄	備考

住所： (近居の場合・・・小学校区：)

3 住宅の内容

所在地				
建設等	延べ面積	m ²	工法	
	階数	階建	屋根葺き工事完了予定時期	年 月 日
工事種別		増築 ・ 改築 ・ 修繕 ・ 模様替		
工事費		万円		
建築確認申請の要否		要 ・ 不要		
工期 (予定・実績)		年 月 日 ~ 年 月 日		
施工事業者名・所在地		電話 - -		

4 他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)

当該補助金の事業内容	
当該補助金を所管する団体	電話番号： - -

5 その他

今後、他の補助金を活用する予定がある場合は、その内容を記載	
過去に他の補助金を活用した実績がある場合は、その内容を記載	

6 交付決定通知書、額の確定通知書等の県が交付する文書の送付先を指定する場合

申請者氏名

印

県が交付する文書の送付は、下記へ送付してください。

住所 (法人にあつては、所在)	
氏名 (法人にあつては名称及び代表者)	
担当者氏名・電話番号	

県産材使用調書 (予定・実績)

1 県産材使用量算定表

木材使用量 合計※ ¹		m ³		
県産材使用量※ ¹	構造材使用量 A	造作材、外壁使用量 B	総使用量 A + B (うち補助金に相当する数量※ ²)	
	m ³	m ³	(m ³ ※ ²)	
県産規格材使用量※ ¹	うち県産規格材 m ³	うち県産規格材 m ³	うち県産規格材 m ³ (m ³ ※ ²)	

※¹ 木材使用量合計、県産材使用量、県産規格材使用量は、実使用数量を記載すること。

※² 県産材使用の場合は「鳥取県産材販売管理票」を、県産規格材使用の場合は「鳥取県産材販売管理票」及び「JAS製品販売管理票」又はこれに準ずる書類を添付すること。いずれの書類も補助金に相当する数量以上とすること。

※³ 総使用量は小数点以下切捨て。

2 県産材の使用明細表 (使用部位、樹種別に材積を記入)

使用部位	樹種	県産材	材積 (m ³)		備考
			県産規格材	含水率の確認 (20%以下)	
構造材					
小 計					
造作材					
小 計					
外壁					
小 計					
その他					
小 計					
合 計					

1 施工面積の計は小数点以下切捨てとする。

2 材積欄には県産規格材使用量を内書きし、含水率が 20%以下であることの確認をすること。
(適合する場合、確認欄に○を記載。)

3 実使用数量を記載すること

県産材使用調書 (予定・実績)

1 県産材使用量算定表

木材使用量 合計 ^{※1}	m3	
県産材使用量 ^{※1}	構造材・下地材使用量 (A)	内・外装の仕上げ材使用見付面積 (B)
	m3 (うち補助金に相当する数量 ^{※2} m3)	m2 (うち補助金に相当する数量 ^{※2} m2)

※注1 木材使用量合計、県産材使用量は、実使用数量を記載すること。

※注2 補助金に相当する数量以上が記載された「鳥取県産材販売管理票」を添付すること。

※注3 構造材・下地材使用量 (A) は小数点第2位以下切捨て。内・外装の仕上げ材 (B) は小数点以下切捨て。

2 県産材の使用明細表 (使用部位、樹種別に材積を記入)

使用部位	樹種	県産材の材積		備考	
		単位：m3	単位：m2		
構造材・下地材 (区)			/		
小 計					
内・外装の仕上げ材 (区)					
小 計					
その他					
小 計					
合 計					

注1 実使用数量を記載すること

伝統技能活用調書（予定・実績）

対象要件(該当するものに○印)	1 手刻み加工		2 下見板張り		3 左官仕上げ		
	4 日本瓦葺き		5 木製建具				
外壁の下見板張り 施工面積	施工場所		施工面積		備考（計算式等）		
	東壁面		m ²				
	西壁面		m ²				
	南壁面		m ²				
	北壁面		m ²				
	計		m ²				
左官仕上施工面積	施工場所（室名等）		施工面積		備考（計算式等）		
	外壁	東壁面		m ²			
		西壁面		m ²			
		南壁面		m ²			
		北壁面		m ²			
	計		m ²				
	内壁			m ²			
				m ²			
				m ²			
				m ²			
	計		m ²				
合計		m ²					
木製建具	建具名称		数量	見付面積	備考（計算式等）		
				m ²			
				m ²			
				m ²			
	合計			m ²			
	建具業者名・所在地						
備考							

1 施工面積の計は小数点以下切捨てとする。

2 外壁の場合は立面図に、内壁の場合は展開図（展開図を作成していない場合は平面図）に施工場所、施工面積（W×H＝ m²等）を明記すること

<添付資料>

- ・ 交付申請時、登録申請時及び変更承認申請時は該当施工場所を図示した立面図等を添付することとし、実績報告時においては変更の生じた場合のみ同様に添付すること。
- ・ 手刻み加工を行う場合は、実績報告時に施工状況写真（工事看板写し込み）を添付すること。
- ・ 左官仕上げを行う場合は、完了後に目視できる場合を除き、実績報告時に塗り厚が判別可能な施工状況写真を添付すること。
- ・ 木製建具を使用する場合は、交付申請時に建具の種類及び見付面積が確認できる資料を添付することとし（実績報告時においては変更の生じた場合のみ同様に添付）、実績報告時に組立完了時写真（建具の種類ごとに施主名、建具業者名、建具の名称を記載した看板及び製作者写し込み）及び納品書の写しを添付すること。

伝統技能活用調書 (予定・実績)

対象要件(該当するものに○印)	1 建築大工技能 2 左官技能 3 建具技能				
建築大工技能 施工面積	施工場所		施工面積		備考 (計算式等)
	室内		m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
	計		m ²		
	外壁	東壁面	m ²		
		西壁面	m ²		
		南壁面	m ²		
		北壁面	m ²		
	計		m ²		
	合計		m ²		
	左官技能施工面積	施工場所 (室名等)		施工面積	
外壁		東壁面	m ²		
		西壁面	m ²		
		南壁面	m ²		
		北壁面	m ²		
計		m ²			
内壁			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
計		m ²			
合計		m ²			
木製建具	建具名称	数量	見付面積	備考 (計算式等)	
			m ²		
			m ²		
			m ²		
	合計		m ²		
	建具業者名・所在地				
備考					

- 1 施工面積の計は小数点以下切捨てとする。
 - 2 外壁の場合は立面図に、内壁の場合は展開図 (展開図を作成していない場合は平面図) に施工場所、施工面積 (W×H= m²等) を明記すること
- <添付資料>
- ・ 交付申請時及び変更承認申請時は該当施工場所を図示した立面図等を添付することとし、実績報告時においては、変更の生じた場合のみ同様に添付すること。
 - ・ 左官仕上げを行う場合は、完了後に目視できる場合を除き、実績報告時に塗り厚が判別可能な施工状況写真を添付すること。
 - ・ 木製建具を使用する場合は、交付申請時に建具の種類及び見付面積が確認できる資料を添付することとし (実績報告時においては変更の生じた場合のみ同様に添付)、実績報告時に組立完了時写真 (建具の種類ごとに施主名、建具業者名、建具の名称を記載した看板及び製作者写し込み) 及び納品書の写しを添付すること。

(別紙3)

鳥取県知事 様

誓 約 書

とっとり住まいる支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の申請にあたり、下記の事項に偽りがないことを誓約します。

なお、下記の事項が事実と異なることが判明した場合には、本補助金の交付決定が取り消され、本補助金を返還することについて、一切異議を申し立てません。

記

- 1 子育て世帯等で、婚姻後10年以内の世帯に該当する場合、次のいずれかであること
 - (1) 婚姻関係にある場合にあつては、申請日時点で、婚姻後10年以内の世帯であること
 - (2) 内縁関係にある場合にあつては、申請日時点で、生計を同一とした日から10年以内の世帯であること

- 2 三世帯同居等世帯に該当する場合、本補助事業完了後、速やかに次の(1)又は(2)を満たすこと
 - (1) 子育て世帯等に該当し、夫又は妻の直系親族の世帯と同一小学校区内に新たに住宅を構えること(近居)
 - (2) 子育て世帯等に該当し、夫又は妻の直系親族の世帯と新たに同居すること(同居)

※子育て世帯等とは、次のいずれかに該当する世帯のこと

- ・申請日時点で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯
- ・申請日時点で婚姻後10年以内の世帯

年 月 日

住 所
夫の氏名 印
妻の氏名 印

上記に偽りがないことを証明します。

年 月 日

住 所
氏 名 印
(申請者との間柄)

様

総合事務所長
東部生活環境事務所長

印

とっとり住まいる支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり住まいる支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は以下のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

区 分	交付対象経費	交付決定額
木 造 住 宅	円	円
県 産 材 活 用	円	円
県産規格材活用	円	円
伝統技能活用	円	円
子育て世帯等支援	円	円
三世代同居等世帯支援	円	円

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助事業の実績についてとっとり住まいる支援事業補助金交付要綱（平成27年3月30日付第201400186121号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及びとっとり住まいる支援事業補助金交付要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年

政令第255号)の規定に従わなければならない。
様式第7号(第14条関係)

とっとり住まいる支援事業建設等工事内容確認チェックシート【新築】

鳥取県知事

様

申請者名 印

工事監理者名
(又は工事施工者名) 印

建築士事務所名() 建築士事務所() 知事登録第 号
(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名・押印してください。)

私は、実績報告書の提出に当たり、以下の要件について適合していることを確認しました。

要件項目		概要	確認欄	備考	
基本事項	施工業者	県内に主たる事業所を有する建設業者によって施工されること 【施工業者本拠地: _____】	<input type="checkbox"/>		
	建築基準法	建築基準法に適合していること	<input type="checkbox"/>		
	構造・戸建形式	新築にあつては一戸建木造住宅であること【工法: _____】	<input type="checkbox"/>		
	その他	各種関係法令に適合していること	<input type="checkbox"/>		
県産規格材活用 県産材活用	使用量	県産材の使用量が10m ³ 以上であること 【県産材使用量: _____ m ³ 】 【県産規格材使用量: _____ m ³ 】	<input type="checkbox"/>		
	使用場所	使用材の確認(別紙1「県産材使用調書」による)	<input type="checkbox"/>		
伝統技能活用	事項 共通	工法	在来軸組工法であること	<input type="checkbox"/>	
		※以下の個別事項のうち、いずれか2以上の基準を満たすものであること		<input type="checkbox"/>	
	個別事項	手刻み加工	全自動加工機等を使用せずに加工したもの	<input type="checkbox"/>	
		外壁の下見板張り	県産材を使用して外壁を40m ² 以上下見板張りとしたもの 【施工面積: _____ m ² 】	<input type="checkbox"/>	
		左官仕上げ	外壁をモルタル塗り(厚さ20mm以上)下地仕上げもしくは漆喰塗り仕上げとしたものと内壁を土塗壁としたものを併せて施工面積40m ² 以上 【施工面積: _____ m ² 】	<input type="checkbox"/>	
		日本瓦葺き	主要な屋根部分を国内で生産された和形瓦(JIS規格品あるいはJIS同等品)を使用したもの	<input type="checkbox"/>	
木製建具	県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具(框戸、格子戸、障子、欄間等)を見付面積10m ² 以上使用したもの 【見付面積: _____ m ² 】	<input type="checkbox"/>			
子育て世帯等		以下のうち、1以上を満たすこと ・18歳以下の子を養育する世帯 ・婚姻後10年以内の世帯であること	<input type="checkbox"/>		
三世代同居等世帯		子育て世帯等に該当し、かつ次のいずれかに該当すること ・近居:申請者又はその配偶者の直系親族の世帯と同一小学校区内に新たに住宅を構えること ・同居:申請者又はその配偶者の直系親族の世帯と新たに同居すること	<input type="checkbox"/>		

この表はあくまで概要です。内容の確認に当たっては、「とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱」をよくお読みください。

(様式第7号【新築】裏面)

《記載要領等》

1. チェックシートの目的

このチェックシートは、申請者（施主）及び工事監理者（建築士法に定める工事監理を行う方をいいます。以下同じ。）（工事監理者がいない場合は工事施工者）の両者が、予定した工事内容について適切に施工されているか自己チェックできるように、適合すべき要件等の概要を示したものです。

2. 記入方法

各項目について着工から完成までの間に両者で工事内容を確認し、次のとおり記名・押印してください。

（1）工事監理者がいる場合は、申請者と当該工事監理者が連名で記名・押印。

（2）工事監理者がいない場合は、申請者と工事施工者（複数の場合は代表者）が連名で記名・押印。

3. 提出方法

このチェックシートは、とっとり住まいる支援事業補助金実績報告書の添付書類として提出してください。

様式第7号（第14条関係）

とっとり住まいる支援事業建設等工事内容確認チェックシート 【改修】

鳥取県知事

様

申請者名

印

工事監理者名

（又は工事施工者名）

印

建築士事務所名（ ） 建築士事務所（ ） 知事登録第

号

（工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名・押印してください。）

私は、実績報告書の提出に当たり、以下の要件について適合していることを確認しました。

要件項目		概要	確認欄	備考
県産材活用	対象住宅	戸建住宅又は共同住宅の占有部分に係る改修等であること ※過去に従前制度による助成を受けた住宅については、当該助成から10年以上経過していること	<input type="checkbox"/>	
	使用量	県産材の使用量が0.3m ³ 以上（構造材・下地材）又は県産材の使用する見付面積が1m ² 以上（内・外装の仕上げ材）であること 【県産材使用量：構造材・下地材 m ³ ≥0.3m ³ 】 【県産材使用見付面積：内・外装の仕上げ材 m ² ≥1.0m ² 】	<input type="checkbox"/>	
	使用場所	使用材の確認（別紙1「県産材使用調書」による）	<input type="checkbox"/>	
伝統技能活用	※以下の個別事項のうち、いずれか2以上の基準を満たすものであること		<input type="checkbox"/>	
	建築大工技能	県産材を使用し、かつ建築大工技能を活用して内装及び外壁の下見板張りを見付面積7m ² 以上仕上げたもの 【見付面積： m ² 】	<input type="checkbox"/>	
	左官技能	外壁をモルタル塗り（厚さ20mm以上）下地仕上げもしくは漆喰塗り仕上げとしたものと内壁を土塗壁としたものを併せて施工面積7m ² 以上 【見付面積： m ² 】	<input type="checkbox"/>	
	建具技能	県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付面積3m ² 使用したもの 【見付面積： m ² 】	<input type="checkbox"/>	
子育て世帯等	以下のうち、1以上を満たすこと ・18歳以下の子を養育する世帯 ・婚姻後10年以内の世帯であること	<input type="checkbox"/>		
三世同居等世帯	子育て世帯等に該当し、かつ次のいずれかに該当すること ・近居：申請者又はその配偶者の直系親族の世帯と同一小学校区内に新たに住宅を構えること ・同居：申請者又はその配偶者の直系親族の世帯と新たに同居すること	<input type="checkbox"/>		

この表はあくまで概要です。内容の確認に当たっては、「とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱」をよくお読みください。

≪記載要領等≫

1. チェックシートの目的

このチェックシートは、申請者（施主）及び工事監理者（建築士法に定める工事監理を行う方をいいます。以下同じ。）（工事監理者がいない場合は工事施工者）の両者が、予定した工事内容について適切に施工されているか自己チェックできるように、適合すべき要件等の概要を示したものです。

2. 記入方法

各項目について着工から完成までの間に両者で工事内容を確認し、次のとおり記名・押印してください。

（1）工事監理者がいる場合は、申請者と当該工事監理者が連名で記名・押印。

（2）工事監理者がいない場合は、申請者と工事施工者（複数の場合は代表者）が連名で記名・押印。

3. 提出方法

このチェックシートは、とっとり住まいる支援事業補助金実績報告書の添付書類として提出してください。

鳥取県知事

様

申請者 下 一
住所

氏名 印

電話

とっとり住まいる支援事業補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業等の名称	とっとり住まいる支援事業補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定	円	円
交付決定を受けた年度に係る実績	円	円
交付決定を受けた年度の翌年度に係る見込	円	円
着工年月日	年	月 日
完成予定年月日	年	月 日